

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月22日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	高知県
3. 市区町村名	南国市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.nankoku.lg.jp/life/life_dtl.php?hdnKey=3575

執行機関名

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	南国市母子及び父子家庭医療費の助成に関する条例(昭和五十一年南国市条例第二十四号)による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年条例第四十五号)別表第一 第五の項 南国市母子及び父子家庭医療費の助成に関する条例(昭和五十一年南国市条例第二十四号)による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条及び第6条	○南国市母子及び父子家庭医療費の助成に関する条例(昭和五十一年条例第二十四号)第1条及び第2条

⑥事務の趣旨又は目的	<p>第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の<u>福祉を図ること</u>を目的とする。</p> <p>第六条 1～4 略 5 この法律において「母子家庭等」とは、母子家庭及び父子家庭をいう。 6 略</p>	<p>第1条 この条例は、母子家庭及び父子家庭(以下「母子家庭等」という。)に対して医療費を助成することにより、母子家庭等の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 (2) 保護者 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のいない女子及びこれと同じ境遇にある男子をいう。 (3) 保険給付 医療保険各法に規定する療養の給付、保険外併用療養費、療養費、家族療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費をいう。
⑦独自利用事務の関連規範		<p>南国市母子及び父子家庭医療費の助成に関する条例(昭和五十一年条例第二十四号) 南国市母子及び父子家庭医療費の助成に関する条例施行規則(昭和五十一年規則第九号)</p>